

15 社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程

設置	昭和 27 年 4 月 1 日	一部改正	平成 2 年 4 月 1 日	一部改正	平成 21 年 12 月 4 日
一部改正	昭和 37 年 4 月 1 日	全部改正	平成 3 年 4 月 1 日	一部改正	平成 22 年 1 月 26 日
一部改正	昭和 38 年 10 月 1 日	一部改正	平成 4 年 4 月 1 日	一部改正	平成 22 年 3 月 17 日
一部改正	昭和 39 年 10 月 1 日	一部改正	平成 5 年 4 月 1 日	一部改正	平成 22 年 11 月 30 日
一部改正	昭和 40 年 10 月 1 日	一部改正	平成 6 年 4 月 1 日	一部改正	平成 24 年 3 月 19 日
一部改正	昭和 41 年 9 月 1 日	一部改正	平成 7 年 4 月 1 日	一部改正	平成 24 年 10 月 4 日
一部改正	昭和 42 年 8 月 1 日	一部改正	平成 9 年 2 月 7 日	一部改正	平成 24 年 12 月 20 日
一部改正	昭和 43 年 7 月 1 日	全部改正	平成 9 年 4 月 28 日	一部改正	平成 25 年 3 月 15 日
一部改正	昭和 44 年 6 月 1 日	一部改正	平成 10 年 2 月 6 日	一部改正	平成 27 年 2 月 3 日
一部改正	昭和 45 年 5 月 1 日	一部改正	平成 11 年 12 月 7 日	一部改正	平成 27 年 3 月 15 日
一部改正	昭和 46 年 5 月 1 日	一部改正	平成 13 年 2 月 5 日	一部改正	平成 28 年 3 月 18 日
一部改正	昭和 47 年 4 月 1 日	一部改正	平成 13 年 5 月 29 日	一部改正	平成 28 年 5 月 27 日
一部改正	昭和 48 年 4 月 1 日	一部改正	平成 13 年 12 月 4 日	一部改正	平成 29 年 3 月 15 日
一部改正	昭和 49 年 4 月 1 日	一部改正	平成 15 年 1 月 28 日	一部改正	平成 29 年 7 月 18 日
一部改正	昭和 50 年 4 月 1 日	一部改正	平成 15 年 12 月 3 日	一部改正	平成 30 年 3 月 8 日
一部改正	昭和 51 年 4 月 1 日	一部改正	平成 16 年 3 月 15 日	一部改正	平成 31 年 3 月 12 日
一部改正	昭和 52 年 4 月 1 日	一部改正	平成 16 年 3 月 18 日	一部改正	令和 2 年 3 月 6 日
一部改正	昭和 53 年 4 月 1 日	一部改正	平成 16 年 3 月 23 日	一部改正	令和 2 年 6 月 8 日
一部改正	昭和 54 年 4 月 1 日	一部改正	平成 16 年 3 月 29 日	一部改正	令和 2 年 12 月 10 日
一部改正	昭和 56 年 4 月 1 日	一部改正	平成 16 年 12 月 7 日	一部改正	令和 3 年 3 月 19 日
一部改正	昭和 57 年 4 月 1 日	一部改正	平成 17 年 3 月 25 日	一部改正	令和 3 年 12 月 10 日
一部改正	昭和 58 年 4 月 1 日	一部改正	平成 17 年 12 月 5 日	一部改正	令和 4 年 12 月 8 日
一部改正	昭和 59 年 4 月 1 日	一部改正	平成 18 年 3 月 23 日	一部改正	令和 5 年 6 月 8 日
一部改正	昭和 60 年 4 月 1 日	一部改正	平成 19 年 3 月 15 日	一部改正	令和 5 年 12 月 7 日
一部改正	昭和 61 年 4 月 1 日	一部改正	平成 19 年 12 月 1 日 (専決)	一部改正	令和 6 年 6 月 12 日
一部改正	昭和 62 年 4 月 1 日	一部改正	平成 20 年 3 月 14 日	一部改正	令和 6 年 12 月 5 日
一部改正	昭和 63 年 4 月 1 日	一部改正	平成 21 年 3 月 15 日	一部改正	令和 7 年 3 月 10 日
一部改正	平成 元年 4 月 1 日	一部改正	平成 21 年 5 月 26 日	一部改正	令和 7 年 11 月 28 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員就業規程第 25 条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 給与の種類は、給料、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(給与の支払)

第 3 条 給与は、通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

第 2 章 給料、昇給及び昇格

15 職員の給与規程

(給料表等)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、別表1の給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表を準用）のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準等は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(給料の支給方法)

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その支給日はその月の20日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日（日曜日及び土曜日）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 正規の勤務時間に勤務しない場合は、会長の承認を得た場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給料額（給料の月額に12を乗じた額を、1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。）を減額して支給する。

(初任給)

第7条 新たに職員となった者の給料は、職員の有する学歴免許等の資格、経験年数等により、会長が決定する。

(昇給及び昇格)

第8条 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12か月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が極めて良好である場合等においては、前項の規定にかかわらず、その期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より4号給上位の号給まで、昇給させ、又はそのいずれをも併せて行うことができる。

3 前2項に規定する昇給は、職務の級及び予算の範囲内で行なわなければならない。

4 昇給の時期は、個人毎に1月、4月、7月及び10月の月にこれを行う。

- 5 職員が昇格した場合における号給は、昇格した日の前日の職務の級で昇給し、昇格後の職務の級における直近上位の額の号給とする。

第3章 手当

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養手当を受ける扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者

- 3 扶養手当の月額は、別表2のとおりとする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

15 職員の給与規程

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）

2 通勤手当の月額は、別表3のとおりとする。

3 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第12条 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

2 通勤手当の支給は、新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更（増額する場合に限る。）すべき事実が生じた場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、又は支給額を改定する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 通勤手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（時間外勤務手当）

策13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間数に応じて時間外勤務手当を支給する。

2 時間外勤務手当の勤務1時間当たりの額は、給与月額を1カ月の平均所定労働時間数で除した額の100分の125（午後10時から午前5時までの勤務については100分の150、休日の勤務については100分の135、休日の午後10時から午前5時までの勤務については100分の160）とする。

3 時間外勤務が月60時間を超える場合は、60時間を超えた時点から、勤務1時間当たりの額は、給与月額を1カ月の平均所定労働時間数で除した額の100分の150（午後10時から午前5時までの勤務については100分の175）とする。

- 4 時間外勤務手当支給の基礎となる時間の計算は、その月の全時間数によって行い、1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は1時間とし、30分未満は切捨てる。
- 5 時間外勤務手当は、毎月20日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に、その日の属する月の前月分を支給する。

（住居手当）

- 第14条 住居手当は、住宅（貸間を含む。）を借受け、一定額を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を負担している職員に支給する。
- 2 住居手当の月額は、別表4のとおりとする。
 - 3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第15条 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

- 2 住居手当の支給は、新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更（増額する場合に限る。）すべき事実が生じた場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、又は支給額を改定する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 住居手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。

（期末手当）

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月15日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表5に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。
 - 4 職員で職務の級が3級以上であるものは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して、別表1に定める職員の

15 職員の給与規程

区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で別表 6 に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第 17 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ 6 月 15 日及び 12 月 10 日(これらの日がその日が日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別表 7 に定める割合及び会長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 106.25 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 前条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「次条第 3 項」と、「第 2 項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第 2 項の勤勉手当基礎額」と読替えるものとする。

(寒冷地手当)

第 18 条 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、第 5 条に規定する支給日(その日が日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日)に支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 世帯主で扶養親族のある職員 | 19,800円 |
| (2) 世帯主で扶養親族のない職員 | 11,400円 |
| (3) その他の職員 | 8,200円 |

3 前 2 項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給方法その他支給に関し必要な事項は、会長が定める。

(管理職手当)

第 19 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある事務局長、総合企画監、事務局次長、課長、課長代理、所長及び委員会事務局長の職にある職員(以下「管理職員」という。)に支給する。

2 管理職手当の額は、事務局長にあつては 51,900 円、総合企画監及び事務局次長にあつては 41,520 円、課長及び社会福祉法人青森県社会福祉協議会組織規程(以下「組織規

程」という。)第2条第2項第6号から第8号に規定する所長及び委員会事務局長にあつては36,330円、課長代理及び所長にあつては31,140円とする。

3 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 管理職員が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)以外の日の午後10時から午前5時までの間で、勤務することを命ぜられ、勤務した場合は管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき6,000円を超えてはならない。

3 管理職員特別勤務手当の支給は、第13条第4項の時間外勤務手当の規定を準用する。

第4章 休職給

(休職者の給与)

第21条 職員が社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員就業規程(以下「就業規程」という。)第9条に規定する休職期間中の給与は、次のとおりとする。

(1) 私傷病により休職にされた場合は、給料、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。

(2) 業務上の事由により休職にされた場合は、給料、扶養手当、住居手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当(勤務した日がある場合)の全額を支給する。

(3) 刑事事件に関する起訴により休職にされた場合は、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給する。

第5章 雑則

(遺族の範囲)

第22条 死亡した者の給与は、遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族は次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の状況にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持しているもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

3 前項に掲げる者が給与を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

4 給与を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

15 職員の給与規程

(給与の特例)

第 23 条 県職員の身分を有する職員の給与の種類並びに給料、昇給、昇格、手当、休職給及び遺族の範囲は、この規程（管理職手当及び給与の支給日に係る規定を除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、この規程中その者が県職員として県の職務に従事したものとした場合に適用されることとなる県の規定に抵触する部分を適用せず、当該抵触する部分は当該県の規定の例による。

(嘱託職員等の給与)

第 24 条 嘱託職員、臨時職員等の給与については、会長が別に定める。

(職務を兼ねる常勤の役員の給与)

第 25 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会常勤役員の給与等に関する規程（以下「常勤役員の給与規程」という。）第 2 条第 1 項ただし書に規定する職務を兼ねる常勤の役員の給与の種類は、第 2 条の規定にかかわらず、時間外勤務手当は支給しない。

附 則（平成 9 年 2 月 7 日全部改正）

- 1 この規程は、平成 9 年 2 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 第 23 条第 2 項から第 4 項までの規定については、施行日現在において満 60 歳を超える職員には適用しない。
- 4 給与規程第 18 条の規定による平成 16 年度の寒冷地手当について、同条の規定にかかわらず、平成 16 年 12 月 31 日までにこの規定の改正により定める。

附 則（平成 9 年 5 月 28 日一部改正）

- 1 この規程は、平成 9 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 平成 9 年 2 月 28 日（以下「指定日」という。）以前から引続き在勤する職員については、改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）第 18 条第 3 項の規定によるものとした場合における基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし基準額（指定日における世帯等の区分に応じて改正前の例により算出した額）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次表の期間の区分に応じて右欄の対応する額を超えるときは、みなし基準額から次表の期間の区分に応じて右欄の対応する額を減じた額をもって基準額とする。

期間	金額
平成 9 年の基準日から平成 10 年 2 月末日まで	1 万円
平成 10 年の基準日から平成 11 年 2 月末日まで	3 万円
平成 11 年の基準日から平成 12 年 2 月末日まで	5 万円

平成12年の基準日から平成13年2月末日まで	7万円
------------------------	-----

附 則（平成10年2月6日一部改正）

- 1 この規程は、平成10年2月6日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年2月5日一部改正）

- 1 この規程は、平成11年2月5日から施行し、平成10年4月1日から適用する。ただし、改正後の住居手当の規定については、平成11年1月1日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年3月18日一部改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月7日一部改正）

- 1 この規程は、平成11年12月7日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 ただし、平成11年度は、第16条第2項の規定の一部を以下のとおり読み替えて適用するものとする。
 - (1) 3月に支給する場合においては、100分の55を100分の50に
 - (2) 6月に支給する場合においては、100分の145を100分の160に
 - (3) 12月に支給する場合においては、100分の175を100分の165に

- 3 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年2月5日一部改正）

- 1 この規程は、平成13年2月5日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年5月29日一部改正）

この規程は、平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年12月4日一部改正）

この規程は、平成13年12月4日から施行し、平成13年12月4日から適用する。

附 則（平成15年1月28日一部改正）

- 1 この規程は、平成15年2月1日から施行する。
- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成14年4月1日から平成15年1月31日（以下「調整期間」という。）までに支

15 職員の給与規程

給される給与のうち、給料及び扶養手当並びにこれらの改定により額が変動することとなる給与の額（以下「給料等」という。）の合計額

二 調整期間について、改正後の給与規程の規定による給料月額及び扶養手当の額並びに給料等の額の合計額

附 則（平成 15 年 1 月 28 日一部改正）

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、期末手当の改定及び 12 月期末手当の調整措置については、平成 15 年 12 月 3 日から施行し、給料表の改定及び扶養手当の改定については、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一 平成 15 年 4 月 1 日において、職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、通勤手当の月額の合計額に較差率 1.07% を乗じて得た額に、11 月までの月数である 8 を乗じて得た額

二 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に較差率 1.07% を乗じて得た額

附 則（平成 16 年 3 月 15 日一部改正）

この規程は、平成 16 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日一部改正）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日一部改正）

1 平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における職員の給料月額は、第 4 条から第 8 条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に 100 分の 2（第 4 条に規定する給料表の 4 級から 7 級に該当する職員にあつては 100 分の 3、同表の 8 級及び 9 級に該当する職員にあつては 100 分の 4）を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額の算出の基礎となる職員の給料月額は、第 4 条から第 8 条までの規定による給料月額とする。

一 第 13 条の規定による時間外勤務手当の額

二 第 16 条の規定による期末手当の額

三 第 17 条の規定による勤勉手当の額

2 平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における管理職員の管理職手当の額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減

じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 12 月 7 日から施行し、第 1 条の規定にあつては同年 9 月 30 日から、第 2 条の規定にあつては同年 11 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第 18 条第 1 項に規定する基準日（その属する月が平成 16 年 11 月から平成 21 年 3 月までのものに限る。）において在勤する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額（基準日における職員の基準世帯区分をその世帯等の区分とみなして、旧算定規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を 5 で除して得た額をいう。）から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の給与規程第 18 条第 2 項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成 16 年 11 月から平成 17 年 3 月まで	6 千円
平成 17 年 11 月から平成 18 年 3 月まで	1 万円
平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	1 万 4 千円
平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月まで	1 万 8 千円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	2 万 2 千円

- 3 平成 16 年 11 月及び 12 月の寒冷地手当の支給日は、改正後の給与規程第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 12 月 10 日とする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に現に第 19 条第 2 項の規程により給料月額に 100 分の 7 を乗じて得た額の支給を受けている者の管理職手当の額は、改正後の規程第 19 条第 2 項中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 7」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行し、改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表 2 の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日一部改正）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 15 日一部改正）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における職員の給料月額は、第 4 条から第 8 条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、事務局長及び

15 職員の給与規程

総合企画監は当該給料月額に 100 分の 6、課長及び委員会事務局長にあつては 100 分の 5、課長代理及び所長にあつては 100 分の 4 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額の算出の基礎となる職員の給料月額は、第 4 条から第 8 条までの規定による給料月額とする。

一 第 16 条の規定による期末手当の額

二 第 17 条の規定による勤勉手当の額

附 則（平成 21 年 5 月 26 日一部改正）

1 この規程は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

2 平成 21 年 6 月期に支給する期末手当及び勤勉手当については、第 16 条第 2 項の「100 分の 140」を「100 分の 125」に、第 17 条第 2 項の「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」とする。

附 則（平成 21 年 12 月 4 日一部改正）

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 1 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日一部改正）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日一部改正）

1 この規程は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

2 平成 22 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当については、第 16 条第 2 項の「100 分の 137.5」を「100 分の 135」に、第 17 条第 2 項の「100 分の 67.5」を「100 分の 62.5」とする。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日一部改正）

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における職員の給料月額は、改正後の規程第 4 条から第 8 条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に事務局長及び総合企画監にあつては 100 分の 6、課長、組織規程第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号に規定する所長及び委員会事務局長にあつては 100 分の 5、課長代理及び所長にあつては 100 分の 4 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額の算出の基礎となる職員の給料月額は、改正後の規程第 4 条から第 8 条までの規定による給料月額とする。

一 改正後の規程第 16 条の規定による期末手当の額

二 改正後の規程第 17 条の規定による勤勉手当の額

附 則（平成 24 年 10 月 4 日一部改正）

この規程は、平成 24 年 10 月 4 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日一部改正）

1 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日一部改正）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日の職員（同日新たに職員となった者を除く）の給与月額は、第 8 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 項の規定に関わらず、下表の職制に基づく職務の級とし、施行日前日に受けていた給与月額の直近上位の額の号給とする。

職制	職務の級
事務局長	7 級
総合企画監及び事務局次長	6 級
課長及び組織規程第 2 条第 2 項第 5 号から第 7 号に規定する所長及び委員会事務局長	5 級
課長代理及び所長	4 級
課長代理心得及び係長・副所長	3 級
係長心得	2 級
主事	1 級

附 則（平成 27 年 2 月 3 日一部改正）

- 1 この規程は、平成 27 年 2 月 3 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 3 月 15 日一部改正）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日において受ける給料月額が、施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとし、給料月額とその差額に相当する額の合計額を次に掲げる手当の額の算出の基礎とする。

- 一 第 13 条の規定による時間外勤務手当の額
- 二 第 16 条の規定による期末手当の額
- 三 第 17 条の規定による勤勉手当の額

附 則（平成 28 年 3 月 18 日一部改正）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。
- 3 施行日において受ける給料月額が、施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとし、給料月額とその差額に相当する額の合計額を次に掲げる手当の額の算出の基礎とする。

- 一 第 13 条の規定による時間外勤務手当の額
- 二 第 16 条の規定による期末手当の額
- 三 第 17 条の規定による勤勉手当の額

15 職員の給与規程

附 則（平成 28 年 5 月 27 日一部改正）

1 この規程は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

（中略）

附 則（平成 29 年 3 月 15 日一部改正）

1 この規程は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の扶養手当及び勤勉手当については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 28 年 12 月支給の勤勉手当については、第 17 条第 2 項の規定の「100 分の 75.0」を「100 分の 80.0」と読み替えて適用する。

3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 29 年 7 月 18 日一部改正）

1 この規程は、平成 29 年 7 月 18 日から施行し、平成 29 年 6 月 20 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日一部改正）

1 この規程は、平成 30 年 3 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の扶養手当及び勤勉手当については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 29 年 12 月支給の勤勉手当については、第 17 条第 2 項の規定の「100 分の 77.5」を「100 分の 92.5」と読み替えて適用する。

3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 12 日一部改正）

1 この規程は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 30 年 12 月支給の勤勉手当については、第 17 条第 2 項の規定の「100 分の 87.5」を「100 分の 90.0」と読み替えて適用する。

3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 6 日一部改正）

1 この規程は、令和 2 年 3 月 6 日から施行し、令和元年 4 月 1 日から適用する。

2 令和元年 12 月支給の勤勉手当については、第 17 条第 2 項の規定の「100 分の 87.5」を「100 分の 92.5」と読み替えて適用する。

3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日一部改正）

1 この規程は、令和 2 年 6 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 社会福祉法人青森県社会福祉協議会組織規程第 3 条第 2 項に定める職員が同規程第 3 条第 3 項に定める職制となった職員の給与月額は、改正前の職務の級を適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 10 日一部改正）

1 この規程は、令和 2 年 12 月 10 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 令和 2 年 12 月支給の期末手当については、第 16 条第 2 項の規定の「100 分の 125.0」を「100 分の 120.0」と読み替えて適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 10 日一部改正）

1 この規程は、令和 3 年 12 月 10 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 令和3年12月支給の期末手当については、第16条第2項の規定の「100分の122.5」を「100分の117.5」と読み替えて適用する。

附 則（令和4年12月8日一部改正）

- 1 この規程は、令和4年12月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年12月支給の勤勉手当については、第17条第2項の規定の「100分の95.0」を「100分の100.0」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和5年6月8日一部改正）

この規程は、5年6月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月7日一部改正）

- 1 この規程は、令和5年12月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年12月支給の期末手当については、第16条第2項の規定の「100分の122.5」を「100分125.0」に、勤勉手当については、第17条第2項の規定の「100分の97.5」を「100分の100.0」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給され

附 則（令和6年6月12日一部改正）

この規程は、令和6年6月12日から施行する。

附 則（令和6年12月5日一部改正）

- 1 この規程は、令和6年12月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和6年12月支給の期末手当については、第16条第2項の規定の「100分の125.0」を「100分127.5」に、勤勉手当については、第17条第2項の規定の「100分の102.5」を「100分の107.5」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなされる。

附 則（令和7年3月10日一部改正）

- 1 この規程は、令和7年3月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 第4条に規定する改正後の別表1への切替は、青森県人事委員会勧告に定める別記第5の切替要領を参照する。
- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当の月額は、改正後の第9条第3項に規定する別表4に関わらず、配偶者に係る扶養手当を支給し、月額3,000円とする。また、子に係る扶養手当の月額を1人につき11,500円とする。

附 則（令和7年11月28日一部改正）

- 1 この規程は、令和7年11月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年12月支給の期末手当については、第16条第2項の規定の「100分の126.25」を「100分127.5」に、勤勉手当については、第17条第2項の規定の「100分の106.25」を「100分の110.0」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなされる。

15 職員の給与規程

別表1(第4条第1項関係)

職務 の級 号給	主事		主査		係長 (課長代理心得)		課長代理		課長		事務局次長		事務局長	
	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		円		円		円		円		円		円		円
1	1	195,800	1	242,000	1	276,300	1	309,800	1	332,600	1	366,800	1	420,700
2	2	196,900	2	243,300	2	277,300	2	311,300	2	334,400	2	368,500	2	422,600
3	3	198,100	3	244,700	3	278,300	3	312,700	3	336,200	3	370,100	3	424,500
4	4	199,200	4	246,100	4	279,300	4	314,100	4	337,900	4	371,700	4	426,300
5	5	200,300	5	247,500	5	280,300	5	315,500	5	339,600	5	373,300	5	428,100
6	6	202,000	6	248,900	6	281,300	6	316,600	6	341,300	6	375,100	6	429,900
7	7	203,600	7	250,300	7	282,200	7	317,600	7	343,000	7	376,600	7	431,700
8	8	205,200	8	251,700	8	283,200	8	318,800	8	344,600	8	378,200	8	433,500
9	9	206,700	9	253,100	9	284,200	9	320,000	9	346,200	9	379,500	9	435,100
10	10	208,400	10	254,300	10	285,200	10	321,600	10	347,900	10	381,100	10	436,600
11	11	210,000	11	255,600	11	286,200	11	323,200	11	349,600	11	382,700	11	438,100
12	12	211,600	12	256,900	12	287,200	12	324,800	12	351,200	12	384,200	12	439,600
13	13	213,100	13	258,100	13	288,200	13	326,200	13	352,700	13	386,100	13	441,100
14	14	214,800	14	259,300	14	289,500	14	327,800	14	354,300	14	388,000	14	442,400
15	15	216,500	15	260,500	15	290,800	15	329,400	15	355,900	15	389,900	15	443,700
16	16	218,200	16	261,700	16	292,000	16	331,000	16	357,400	16	391,700	16	444,900
17	17	219,400	17	262,800	17	293,200	17	332,400	17	358,800	17	393,200	17	446,100
18	18	221,000	18	263,900	18	294,500	18	334,100	18	360,500	18	395,000	18	447,400
19	19	222,600	19	265,000	19	295,700	19	335,700	19	362,100	19	396,700	19	448,700
20	20	224,100	20	266,100	20	296,900	20	337,300	20	363,700	20	398,300	20	449,900
21	21	225,600	21	267,000	21	297,900	21	338,700	21	364,800	21	400,000	21	451,100
22	22	227,200	22	268,000	22	299,100	22	340,400	22	366,300	22	401,400	22	451,900
23	23	228,800	23	269,000	23	300,300	23	342,100	23	367,800	23	402,800	23	452,700
24	24	230,400	24	270,000	24	301,600	24	343,700	24	369,300	24	404,200	24	453,500
25	25	232,000	25	271,000	25	302,900	25	344,900	25	371,000	25	405,600	25	454,100
26	26	233,700	26	271,900	26	303,900	26	346,800	26	372,800	26	406,800	26	454,700
27	27	235,000	27	272,700	27	304,900	27	348,500	27	374,400	27	408,000	27	455,300
28	28	236,300	28	273,600	28	305,900	28	350,100	28	376,100	28	409,000	28	455,900
29	29	237,600	29	274,400	29	307,000	29	351,600	29	377,500	29	410,100	29	456,600
30	30	238,700	30	275,200	30	308,200	30	353,200	30	378,800	30	411,300	30	457,400
31	31	239,800	31	276,000	31	309,300	31	354,800	31	380,000	31	412,400	31	457,800
32	32	240,900	32	276,700	32	310,500	32	356,400	32	381,400	32	413,500	32	458,500
33	33	242,000	33	277,400	33	311,600	33	358,100	33	382,500	33	414,200	33	459,000
34	34	242,900	34	278,200	34	312,900	34	359,900	34	383,400	34	414,900	34	459,400
35	35	243,800	35	279,000	35	314,200	35	361,700	35	384,400	35	415,500	35	459,800
36	36	244,800	36	279,600	36	315,500	36	363,500	36	385,400	36	416,200	36	460,200
37	37	245,800	37	280,300	37	316,700	37	365,000	37	386,200	37	416,800	37	460,600
38	38	246,700	38	281,100	38	318,000	38	366,400	38	387,100	38	417,400	38	460,900
39	39	247,600	39	281,800	39	319,300	39	367,800	39	388,000	39	417,900	39	461,200
40	40	248,400	40	282,500	40	320,600	40	369,200	40	388,800	40	418,300	40	461,500
41	41	249,200	41	283,200	41	321,900	41	370,700	41	389,600	41	418,700	41	461,800
42	42	249,900	42	283,900	42	323,100	42	371,500	42	390,400	42	418,900	42	462,100
43	43	250,500	43	284,600	43	324,400	43	372,400	43	391,200	43	419,200	43	462,400
44	44	251,100	44	285,300	44	325,500	44	373,400	44	391,900	44	419,500	44	462,700
45	45	251,800	45	286,000	45	326,400	45	374,300	45	392,600	45	419,800	45	463,000
46	46	252,400	46	286,600	46	327,700	46	375,400	46	393,300	46	420,100		
47	47	253,000	47	287,300	47	329,000	47	376,300	47	394,000	47	420,400		
48	48	253,600	48	287,900	48	330,300	48	377,300	48	394,700	48	420,700		
49	49	254,100	49	288,600	49	331,400	49	378,200	49	395,200	49	420,900		
50	50	254,700	50	289,200	50	332,700	50	378,900	50	395,800	50	421,200		
51	51	255,300	51	289,900	51	333,900	51	379,600	51	396,400	51	421,400		
52	52	255,800	52	290,600	52	335,100	52	380,200	52	397,100	52	421,700		
53	53	256,200	53	291,100	53	336,400	53	380,600	53	397,500	53	421,900		
54	54	256,600	54	291,700	54	337,400	54	381,200	54	398,100	54	422,200		
55	55	256,900	55	292,300	55	338,500	55	381,800	55	398,700	55	422,500		
56	56	257,200	56	293,000	56	339,600	56	382,500	56	399,200	56	422,800		
57	57	257,500	57	293,600	57	340,300	57	382,800	57	399,600	57	423,000		
58	58	257,800	58	294,200	58	341,200	58	383,500	58	400,200	58	423,300		
59	59	258,100	59	294,800	59	341,900	59	384,200	59	400,800	59	423,600		
60	60	258,400	60	295,500	60	342,700	60	384,800	60	401,300	60	423,800		
61	61	258,700	61	296,100	61	343,500	61	385,100	61	401,700	61	424,000		
62	62	259,000	62	296,700	62	343,900	62	385,600	62	402,200	62	424,300		
63	63	259,300	63	297,200	63	344,400	63	386,200	63	402,700	63	424,600		
64	64	259,600	64	297,700	64	345,100	64	386,800	64	403,300	64	424,800		
65	65	259,900	65	298,200	65	345,900	65	387,100	65	403,600	65	425,000		

別表1(第4条第1項関係)

	主事		主査		係長 (課長代理心得)		課長代理		課長		事務局次長		事務局長	
職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
66	66	260,200	66	298,800	66	346,600	66	387,700	66	404,000	66	425,300		
67	67	260,500	67	299,300	67	347,300	67	388,400	67	404,300	67	425,600		
68	68	260,800	68	299,900	68	347,900	68	389,000	68	404,700	68	425,800		
69	69	261,100	69	300,300	69	348,400	69	389,400	69	405,000	69	426,000		
70	70	261,400	70	300,800	70	349,000	70	389,900	70	405,300	70	426,300		
71	71	261,700	71	301,300	71	349,500	71	390,500	71	405,600	71	426,600		
72	72	262,000	72	301,900	72	350,100	72	391,000	72	405,800	72	426,800		
73	73	262,300	73	302,400	73	350,400	73	391,500	73	406,000	73	427,000		
74	74	262,600	74	302,800	74	350,900	74	392,100	74	406,300				
75	75	262,900	75	303,100	75	351,200	75	392,500	75	406,600				
76	76	263,200	76	303,400	76	351,600	76	392,800	76	406,800				
77	77	263,500	77	303,600	77	352,000	77	393,200	77	407,000				
78	78	263,800	78	303,900	78	352,500	78	393,700	78	407,300				
79	79	264,100	79	304,100	79	353,000	79	394,100	79	407,600				
80	80	264,400	80	304,400	80	353,500	80	394,500	80	407,800				
81	81	264,700	81	304,600	81	353,800	81	394,900	81	408,000				
82	82	265,000	82	304,800	82	354,200	82	395,400	82	408,300				
83	83	265,300	83	305,100	83	354,600	83	395,800	83	408,600				
84	84	265,600	84	305,300	84	355,000	84	396,200	84	408,800				
85	85	265,900	85	305,600	85	355,300	85	396,500	85	409,000				
86	86	266,200	86	305,800	86	355,700	86	397,000						
87	87	266,500	87	306,100	87	356,100	87	397,400						
88	88	266,800	88	306,400	88	356,500	88	397,800						
89	89	267,100	89	306,700	89	356,700	89	398,100						
90	90	267,400	90	307,000	90	357,100	90	398,600						
91	91	267,700	91	307,300	91	357,500	91	399,000						
92	92	268,000	92	307,600	92	357,900	92	399,400						
93	93	268,300	93	307,800	93	358,100	93	399,700						
94			94	308,000	94	358,400								
95			95	308,300	95	358,800								
96			96	308,700	96	359,100								
97			97	308,900	97	359,400								
98			98	309,200	98	359,800								
99			99	309,500	99	360,200								
100			100	309,900	100	360,600								
101			101	310,100	101	361,100								
102			102	310,400	102	361,500								
103			103	310,700	103	361,900								
104			104	311,000	104	362,300								
105			105	311,200	105	362,800								
106			106	311,500	106	363,200								
107			107	311,800	107	363,500								
108			108	312,100	108	363,800								
109			109	312,300	109	364,200								
110			110	312,600										
111			111	313,000										
112			112	313,300										
113			113	313,500										
114			114	313,700										
115			115	314,000										
116			116	314,400										
117			117	314,600										
118			118	314,800										
119			119	315,100										
120			120	315,400										
121			121	315,700										
122			122	315,900										
123			123	316,200										
124			124	316,500										
125			125	316,800										

15 職員の給与規程

別表 2

扶養手当（第9条第3項関係）

区 分	支 給 額
配偶者（内縁関係にあるものを含む。）	支給しない
配偶者及び子以外の扶養親族	1人につき 6,500円
子	1人につき 13,000円
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額	1人につき 5,000円

別 表 3

通勤手当

対象者	支給額																																																																																																																								
1 普通交通機関利用者	最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等に係る定期券または回数乗車券等による運賃等相当額。ただし、150,000円を限度とする。																																																																																																																								
2 自動車等利用者	<p>①四輪使用者(距離は片道の使用距離)</p> <table> <tr> <td>4km 未満</td> <td></td> <td>2,000 円</td> <td>32km 以上</td> <td>34km 未満</td> <td>18,800 円</td> </tr> <tr> <td>4km 以上</td> <td>6km 未満</td> <td>3,700</td> <td>34 "</td> <td>36 "</td> <td>19,900</td> </tr> <tr> <td>6 "</td> <td>8 "</td> <td>4,600</td> <td>36 "</td> <td>38 "</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>8 "</td> <td>10 "</td> <td>5,800</td> <td>38 "</td> <td>40 "</td> <td>22,300</td> </tr> <tr> <td>10 "</td> <td>12 "</td> <td>7,000</td> <td>40 "</td> <td>42 "</td> <td>23,500</td> </tr> <tr> <td>12 "</td> <td>14 "</td> <td>8,100</td> <td>42 "</td> <td>44 "</td> <td>24,600</td> </tr> <tr> <td>14 "</td> <td>16 "</td> <td>9,300</td> <td>44 "</td> <td>46 "</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>16 "</td> <td>18 "</td> <td>10,400</td> <td>46 "</td> <td>48 "</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>18 "</td> <td>20 "</td> <td>11,500</td> <td>48 "</td> <td>50 "</td> <td>28,200</td> </tr> <tr> <td>20 "</td> <td>22 "</td> <td>12,800</td> <td>50 "</td> <td>52 "</td> <td>29,300</td> </tr> <tr> <td>22 "</td> <td>24 "</td> <td>14,000</td> <td>52 "</td> <td>54 "</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>24 "</td> <td>26 "</td> <td>14,800</td> <td>54 "</td> <td>56 "</td> <td>31,500</td> </tr> <tr> <td>26 "</td> <td>28 "</td> <td>15,700</td> <td>56 "</td> <td>58 "</td> <td>32,600</td> </tr> <tr> <td>28 "</td> <td>30 "</td> <td>16,700</td> <td>58 "</td> <td>60 "</td> <td>33,700</td> </tr> <tr> <td>30 "</td> <td>32 "</td> <td>17,700</td> <td>60km 以上</td> <td></td> <td>35,000</td> </tr> </table> <p>② 四輪以外使用者(距離は片道の使用距離)</p> <table> <tr> <td>5 km未満</td> <td></td> <td>2,000 円</td> <td>25 km以上</td> <td>30 km未満</td> <td>13,700 円</td> </tr> <tr> <td>5 km以上</td> <td>10 km未満</td> <td>4,100</td> <td>30 "</td> <td>35 "</td> <td>16,100</td> </tr> <tr> <td>10 "</td> <td>15 "</td> <td>6,500</td> <td>35 "</td> <td>40 "</td> <td>18,500</td> </tr> <tr> <td>15 "</td> <td>20 "</td> <td>8,900</td> <td>40 km以上</td> <td></td> <td>20,900</td> </tr> <tr> <td>20 "</td> <td>25 "</td> <td>11,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	4km 未満		2,000 円	32km 以上	34km 未満	18,800 円	4km 以上	6km 未満	3,700	34 "	36 "	19,900	6 "	8 "	4,600	36 "	38 "	21,000	8 "	10 "	5,800	38 "	40 "	22,300	10 "	12 "	7,000	40 "	42 "	23,500	12 "	14 "	8,100	42 "	44 "	24,600	14 "	16 "	9,300	44 "	46 "	25,900	16 "	18 "	10,400	46 "	48 "	27,000	18 "	20 "	11,500	48 "	50 "	28,200	20 "	22 "	12,800	50 "	52 "	29,300	22 "	24 "	14,000	52 "	54 "	30,400	24 "	26 "	14,800	54 "	56 "	31,500	26 "	28 "	15,700	56 "	58 "	32,600	28 "	30 "	16,700	58 "	60 "	33,700	30 "	32 "	17,700	60km 以上		35,000	5 km未満		2,000 円	25 km以上	30 km未満	13,700 円	5 km以上	10 km未満	4,100	30 "	35 "	16,100	10 "	15 "	6,500	35 "	40 "	18,500	15 "	20 "	8,900	40 km以上		20,900	20 "	25 "	11,300			
4km 未満		2,000 円	32km 以上	34km 未満	18,800 円																																																																																																																				
4km 以上	6km 未満	3,700	34 "	36 "	19,900																																																																																																																				
6 "	8 "	4,600	36 "	38 "	21,000																																																																																																																				
8 "	10 "	5,800	38 "	40 "	22,300																																																																																																																				
10 "	12 "	7,000	40 "	42 "	23,500																																																																																																																				
12 "	14 "	8,100	42 "	44 "	24,600																																																																																																																				
14 "	16 "	9,300	44 "	46 "	25,900																																																																																																																				
16 "	18 "	10,400	46 "	48 "	27,000																																																																																																																				
18 "	20 "	11,500	48 "	50 "	28,200																																																																																																																				
20 "	22 "	12,800	50 "	52 "	29,300																																																																																																																				
22 "	24 "	14,000	52 "	54 "	30,400																																																																																																																				
24 "	26 "	14,800	54 "	56 "	31,500																																																																																																																				
26 "	28 "	15,700	56 "	58 "	32,600																																																																																																																				
28 "	30 "	16,700	58 "	60 "	33,700																																																																																																																				
30 "	32 "	17,700	60km 以上		35,000																																																																																																																				
5 km未満		2,000 円	25 km以上	30 km未満	13,700 円																																																																																																																				
5 km以上	10 km未満	4,100	30 "	35 "	16,100																																																																																																																				
10 "	15 "	6,500	35 "	40 "	18,500																																																																																																																				
15 "	20 "	8,900	40 km以上		20,900																																																																																																																				
20 "	25 "	11,300																																																																																																																							
3 併用者	上記1及び2により計算した額。ただし、150,000円を限度とする。																																																																																																																								

15 職員の給与規程

別表 4

住居手当（第14条第2項関係） ※平成21年12月1日改正

対象者	支給額
1 借家(借間)に居住 月額上限 27,000円	① 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 支給額=家賃の月額-12,000円 ② 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 支給額=(家賃の月額-23,000円)×1/2+11,000円 ※ 100未満の端数は切捨て

別表 5

期末手当（第16条第2項関係）

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

別表 6

期末手当（第16条第4項関係）

職務の級	割合
7級・6級	100分の15
5級・4級	100分の10
3級	100分の5

別表 7

勤勉手当（第17条第2項関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60

3か月以上3か月15日未満	100分の 50
2か月15日以上3か月未満	100分の 40
2か月以上2か月15日未満	100分の 30
1か月15日以上2か月未満	100分の 20
1か月以上1か月15日未満	100分の 15
15日以上1か月未満	100分の 10
1日以上15日未満	100分の 5